



# 長野県報

5月11日(木)  
平成29年  
(2017年)  
第2873号

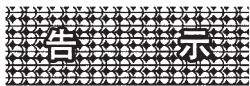
## 目次

### 告示

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| 保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課） | 1 |
| 道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）  | 1 |

### 公告

- |                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| 特定調達契約に係る一般競争入札（高校教育課）                | 1 |
| 特定調達契約に係る一般競争入札（教学指導課）                | 3 |
| 道路交通法に基づく技能検定員及び教習指導員の審査の実施（東北信運転免許課） | 4 |



### 長野県告示第277号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成29年5月11日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所  
上伊那郡中川村大草7613の1

2 指定の目的  
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

### 長野県松本建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年5月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所におい

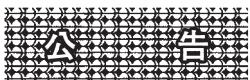
て、一般の縦覧に供します。

平成29年5月11日

長野県松本建設事務所長 石井杉男

- |  |
|--|
| 1 (1) 路線名 原洗馬停車場線  |
| (2) 供用を開始する区間<br>塩尻市大字広丘郷原字南原957番の2地先から<br>塩尻市大字広丘郷原字道東1013番の1地先まで |
| (3) 供用を開始する期日 平成29年5月11日   |
| 2 (1) 路線名 158号   |
| (2) 供用を開始する区間<br>松本市安曇4467番の1地先から<br>松本市安曇4467番の1地先まで              |
| (3) 供用を開始する期日 平成29年5月11日   |

道路管理課



### 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年5月11日

長野県教育委員会教育長 原山隆一

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

長野県中野立志館高等学校、丸子修学館高等学校及び松本筑摩高等学校学校運営支援システム一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成29年8月1日から平成34年7月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| (4) 借入場所                             | 長野県中野市三好町2丁目1-53<br>長野県中野立志館高等学校<br>長野県上田市中丸子810-2<br>長野県丸子修学館高等学校<br>長野県松本市大字島立2237<br>長野県松本筑摩高等学校   |
| (5) 入札方法                             | 1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。  |
| 2 入札に参加する者に必要な資格                     | 次のいずれにも該当する者であることとします。<br>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。<br>(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。<br>(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。<br>(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。<br>(5) 過去に同種、かつ、同規模の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。<br>(6) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。 |
| 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請         | この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。<br>(1) 申請書の入手先<br>次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。<br><a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/index.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/index.html</a><br>(2) 申請を行う時期<br>隨時受け付けます。<br>(3) 問い合わせ先<br>長野市大字南長野字幅下692番地2<br>長野県会計局契約・検査課用品調達係<br>電話 026 (235) 7079   |
| 4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先 |   |

|  |
|--|
| 長野市大字南長野字幅下692番地2<br>長野県教育委員会事務局高校教育課<br>電話 026 (235) 7452   |
| 5 入札手続等  |
| (1) 契約手続において使用する言語及び通貨<br>日本語及び日本国通貨   |
| (2) 入札及び開札の日時及び場所<br>ア 日時 平成29年6月20日（火）午後2時<br>イ 場所 長野県庁 西庁舎入札室  |
| (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所<br>ア 受領期限 平成29年6月19日（月）午後5時<br>イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692番地2<br>(郵便番号 380-8570)<br>長野県教育委員会事務局高校教育課                                    |
| (4) 入札者に要求される事項<br>この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める事項について説明した書類を、平成29年6月12日（月）午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。 |
| (5) 入札保証金<br>政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。                                       |
| (6) 契約保証金<br>政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。                                      |
| (7) 入札の無効<br>規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。  |
| (8) 契約書作成の要否<br>必要とします。  |
| (9) 落札者の決定方法<br>予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。   |
| 6 その他  |
| (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県教育委員会教育長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。<br>(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。  |
| 7 Summary  |
| (1) Nature of product to be leased:<br>1 set of school management support system   |
| (2) Lease duration:<br>From August 1, 2017 until July 31, 2022   |
| (3) Delivery place:<br>Nagano Prefectural Nakano Rishikan Senior High School<br>Nagano Prefectural Maruko Shugakukan Senior High                             |

School  
Nagano Prefectural Matsumoto Chikuma Senior High School

(4) Contact place for information about the tender:  
Description/conditions and other inquiries:  
Senior High School Education Division, Board of Education, Nagano Prefecture  
692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City, Nagano Prefecture, JAPAN  
TEL +81-26-235-7452 (Japanese only)

(5) Time and place for the bid tendering and opening:  
Time: 2:00PM, Tuesday June 20, 2017  
Place: Bid Room, West Annex of Nagano Prefectural Government

(6) Time limit and mailing address for the tender by mail:  
Time: 5:00PM, Monday June 19, 2017  
Mailing Address: Senior High School Education Division, Board of Education, Nagano Prefectural Government  
692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City, Nagano Prefecture, JAPAN  
(Postal code 380-8570)

高校教育課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年5月11日

長野県教育委員会教育長 原山 隆一

**1 入札に付する事項**

- (1) 借入をする物品等及び数量  
普通科パソコン用機器一式
- (2) 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間  
平成29年8月1日から平成34年7月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 借入場所  
入札説明書及び仕様書によります。
- (5) 入札方法  
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

- 次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第

- 2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により長野県の入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
  - (5) 借入物品等に關し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請**
- この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に該当していなければ、入札に参加することはできません。
- (1) 申請書の入手先  
次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。  
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/nyusatusankasikaku.html>
  - (2) 申請を行う時期  
随時受け付けます。
  - (3) 問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県会計局契約・検査課用品調達係  
電話 026 (235) 7079
- 4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先**
- 長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県教育委員会事務局教学指導課  
電話 026 (235) 7433
- 5 入札手続等**
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成29年6月22日（木）午前10時30分  
イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室
  - (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所  
ア 受領期限 平成29年6月21日（水）午前10時（必着）  
イ 提出場所 長野県庁専用郵便番号 380-8570  
長野県教育委員会事務局教学指導課
  - (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類等を、平成29年6月12日（月）午前10時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。
  - (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項

各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県教育委員会教育長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Lease Contract of a set of personal computers and the peripherals for a general course at Prefectural Public Senior High Schools in Nagano.

(2) Lease Duration:

From August 1, 2017 until July 31, 2022

(3) Delivery places:

As mentioned in the tender description and specification

(4) Contact place for information about the tender;

description / conditions / and other inquiries:

Teacher Consultation Division, Board of Education,  
Nagano Prefectural Government

692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City

TEL: +81-26-235-7433 (Contact for inquiries)

(5) Time and place for the tender and bid opening:

Time: 10:30AM, June 22, 2017

Place: Bidding Room, Nagano Prefectural Government  
West Annex

(6) Time limit and mailing address for the tender by mail

Time: 10:00AM, June 21, 2017

Mailing Address: Teacher Consultation Division,  
Nagano Prefectural Board of Education

380-8570 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Government)

公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2及び第99条の3に規定する技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行います。

平成29年5月11日

長野県公安委員会委員長 大澤一郎

1 審査の種類、期日及び場所

|         | 種類                            | 期日                                    | 場所  |
|---------|-------------------------------|---------------------------------------|---|
| 技能検定員審査 | 知識・技能<br>(普通)                 | 平成29年6月<br>16日(金)<br>午前9時から<br>午後5時まで | 塩尻市大字宗賀字桔梗<br>ヶ原73-116<br>長野県警察本部交通部<br>運転免許本部<br>中南信運転免許センター |
|         | 知識・技能<br>(大型二種、中型<br>二種、普通二種) | 平成29年6月<br>12日(月)<br>午前9時から<br>午後5時まで |   |
|         | 車種追加<br>(中型)                  | 平成29年6月<br>19日(月)<br>午前9時から<br>午後5時まで |   |
|         | 車種追加<br>(普自二)                 | 平成29年6月<br>20日(火)<br>午前9時から<br>午後5時まで |   |
| 教習指導員審査 | 知識・技能<br>(普通)                 | 平成29年6月<br>12日(月)<br>午前9時から<br>午後5時まで |   |
|         | 知識・技能<br>(大型二種、中型<br>二種、普通二種) | 平成29年6月<br>12日(月)<br>午前9時から<br>午後5時まで |   |
|         | 車種追加<br>(中型)                  | 平成29年6月<br>19日(月)<br>午前9時から<br>午後5時まで |   |
|         | 車種追加<br>(普自二)                 | 平成29年6月<br>21日(水)<br>午前9時から<br>午後5時まで |   |

## 2 審査方法

## (1) 技能検定員審査（普通、中型又は普自二）

| 審査項目       | 審査細目                                       | 審査方法   |
|------------|--|--|
| 技能検定に関する技能 | 技能検定員として必要な自動車の運転技能                        | 技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行う。 |
|            | 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能                      | 実技試験により行う。                                       |
| 技能検定に関する知識 | 法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項 | 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。                      |
|            | 自動車教習所に関する法令についての知識                        |  |
|            | 技能検定の実施に関する知識                              | 面接試験又は論文式の筆記試験により行う。                             |
|            | 自動車の運転技能の評価方法に関する知識                        |  |

## (2) 技能検定員審査（大型二種、中型二種又は普通二種）

| 審査項目       | 審査細目  | 審査方法                        |
|------------|---|-----------------------------|
| 技能検定に関する技能 | 技能検定員として必要な自動車の運転技能   | 技能試験の方法に準じて行う。              |
|            | 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能   | 実技試験により行う。                  |
| 技能検定に関する知識 | 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識 | 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。 |
|            | 自動車の運転技能の評価方法に関する知識   | 論文式の筆記試験により行う。              |

## (3) 教習指導員審査（普通、中型又は普自二）

| 審査項目     | 審査細目                                    | 審査方法                        |
|----------|---|-----------------------------|
| 教習に関する技能 | 教習指導員として必要な自動車の運転技能                     | 技能試験の方法に準じて行う。              |
|          | 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能 | 実技試験又は面接試験により行う。            |
|          | 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能      |                             |
| 教習に関する知識 | 教則の内容となっている事項その他の自動車の運転に関する知識           | 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。 |
|          | 自動車教習所に関する法令についての知識                     |                             |
|          | 教習指導員として必要な教育についての知識                    | 面接試験又は論文式の筆記試験により行う。        |

## (4) 教習指導員審査（大型二種、中型二種又は普通二種）

| 審査項目     | 審査細目   | 審査方法                        |
|----------|--|-----------------------------|
| 教習に関する技能 | 教習指導員として必要な自動車の運転技能  | 技能試験の方法に準じて行う。              |
|          | 技能教習に必要な教習の技能  | 実技試験により行う。                  |
| 教習に関する知識 | 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識 | 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。 |

## 3 審査の手続

## (1) 審査の申請

審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）別記様式第1号の審査申請書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類等を添付して、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課を経由して長野県公安委員会に提出すること。

ア 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であ

るときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

ウ 運転免許証の写し

エ 審査申請書に貼る写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとする。

(2) 申請の受付期限

平成29年5月29日(月)までとする。

(3) 審査手数料の額

ア 技能検定員審査

(7) 技能検定員審査(普通)

19,650円

(イ) 技能検定員審査(普自二)

14,500円

(ウ) 技能検定員審査(中型)

23,100円

(I) 技能検定員審査(大型二種、中型二種又は普通二種)

21,700円

イ 教習指導員審査

(7) 教習指導員審査(普通)

11,800円

(イ) 教習指導員審査(普自二)

9,400円

(ウ) 教習指導員審査(中型)

14,600円

(I) 教習指導員審査(大型二種、中型二種又は普通二種)

12,750円

ウ 審査細目についての審査を免除される者にあっては、長野県警察関係許可等手数料徴収条例(昭和29年長野県条例第36号)に定める額を減ずるものとする。

エ 審査手数料は、長野県収入証紙により(申請書に貼って、消印しないこと。)納付すること。

4 その他

(1) 審査当日は、筆記具及び運転免許証を持参すること。

(2) 審査手数料についての問い合わせは、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課(電話 026-292-2345 内線 231)に行うこと。

東北信運転免許課